

(参考)

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準】

(平成 11 年厚生省令第 38 号) (抄)

(従業者の員数)

第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について】

(平成 11 年 7 月 29 日老企 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) (抄)

第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

2 人員に関する基準

(1) 介護支援専門員の員数

(略)

また、当該常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数 35 人に対して 1 人を基準とするものであり、利用者の数が 35 人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。

(略)

【介護保険最新情報 vol. 69 (平成 21 年 3 月 23 日)

平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (Vol. 1) について】

(問 5 8) 利用者数が介護支援専門員 1 人当たり 40 件以上の場合における居宅介護支援費 (Ⅰ)、(Ⅱ) 又は (Ⅲ) の割り当てについて具体的に示されたい。

(答)

(略)

なお、ここに示す 40 件以上の取扱いについては、介護報酬算定上の取扱いであり、指定居宅介護支援等の運営基準に規定する介護支援専門員 1 人当たり標準担当件数 35 件の取扱いと異なるものであるため、標準担当件数 35 件以上 40 件未満の場合において、直ちに運営基準違反となるものではない。